

平成十四年六月十四日提出  
質問第一〇五号

官僚の退職金及び年収などに関する再質問主意書

提出者  
長妻昭

## 官僚の退職金及び年収などに関する再質問主意書

一 前回の質問主意書で、以下のお尋ねをした。

局長級以上の一般職国家公務員及び防衛庁の局長級以上の国家公務員（局長級以上の公務員という）のうち、過去三年間に退職した方すべての①氏名、②最終役職、③退職時期、④勤続年数、⑤退職時の年齢、⑥退職手当の金額（いわゆる退職金）、⑦退職金のうち定年前早期退職特例による割増金の額をそれぞれお示し頂きたい。

しかし、頂いた答弁書には、氏名、最終役職、勤続年数、退職時の年齢については、示されておらず、質問にお答えになっていない。そこでお尋ねする。

答弁書の別表第一にそれぞれ、所属省庁名、勤続年数、退職時の年齢を追加して明らかにして頂きたい。三項目すべての追加記載ができない場合は、追加記載ができるものを追加記載頂きたい。

二 一の質問に回答ができない場合は、その詳細な理由をお示し願いたい。

三 先の答弁書では、「氏名等特定の個人を識別することができることとなる事項については答弁を差し控えたい」とあり、その理由として「個人に関する情報であるため」との理由が示されている。この「個人

に関する情報であるため」という理由で公表を拒む法的根拠はどこにあるのか。条文でお示し願いたい。法的根拠の無い場合は、お尋ねしたすべての項目を公表願いたい。

四 先の答弁書では、「国会等で氏名等を明らかにした事例としては、農林水産省の前事務次官の退職手当の額に係るもの等があるが、これらは、各府省において、当該事例に係る特別な事情を踏まえて判断したものであり」とある。①農水省の氏名公表事案は、どの法律に基づいて公表されたのか。②あらためて農水省の公表事例の氏名、退職金額等内容すべてをお示し願いたい。③また答弁書にある「当該事例」とは何か。④また答弁書にある「特別な事情」とは何か。詳細にお答え願いたい。

五 答弁書にある事務次官級以上の年収について別表第三に、それぞれの所属をお答えになっていない。それぞれの所属省庁名をお示し願いたい。

お示し頂けない場合は、非公開の根拠となる法令をお示し願いたい。

六 1 外務省の大使及び公使すべてについてお尋ねする。過去三年間に退職した方すべての①氏名、②最終所属（どこの国の大使及び公使か）、③退職時期、④勤続年数、⑤退職時の年齢、⑥退職手当の金額（いわゆる退職金）、⑦退職金のうち定年前早期退職特例による割増金の額をそれぞれお示し頂きた

い。

2 外務省の大使及び公使すべてについてお尋ねする。①氏名、②所属（どこの国の大使及び公使か）、

③直近一年間のすべての手当てを含む年収（難しければ直近の年度あるいは直近の暦年一年間）をお示し願いたい。

いずれの質問に関しても回答不能の場合には、その理由を詳細にお示し願いたい。

右質問する。